

平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日

生駒市教育委員会
委員長 山本 吉延 様

生駒市立学校給食センター運営協議会
会長 福山 葉月

給食費の改定について（提言）

このことについて、平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日開催の学校給食センター運営協議会において検討した結果、下記のとおり提言いたします。

記

給食費は、その全額が学校給食の材料費に充てられている。

収入である保護者負担の給食費と支出である材料費を比較した場合、ここ数年支出超過となっており、平成 2 6 年 4 月 1 日からの消費税率の 3 % 引上げや最近の円安基調の経済情勢から材料費が上昇し、学校給食の質的量的低下が懸念される。

しかしながら、材料費は、その全額を給食費で賄うのが原則であるものの、保護者負担への配慮も一定必要であり、現行の学校給食の質等を維持するため、引上げ額は概ね消費税率引上げ相当分とし、次のとおりとすることが望ましいとの結論に至ったので、ここに提言する。

小学校 4 , 1 5 0 円（現行 4 , 0 0 0 円）

中学校 4 , 5 5 0 円（現行 4 , 4 0 0 円）

実施時期 平成 2 6 年 4 月 1 日

平成 26 年 1 月 20 日

保護者の皆様へ

生駒市教育委員会
教育長 早川 英雄

学校給食費の改定について

平素は、学校給食にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

学校給食は、心身の発育期にある児童生徒に対し、安全でおいしく、栄養バランスのとれた食事を提供し、健康の増進、体位の向上、望ましい食習慣の形成などを目標としております。

学校給食センターの設備費、人件費、光熱水費などの経費は市が負担し、保護者の皆様からいただいた給食費は、その全額を給食の食材費に充てております。

しかしながら、食材費の値上がりなどで、平成 23 年度では約 970 万円、平成 24 年度では約 1450 万円の不足額が生じております。さらに、4 月からは、消費税率が 3% 引上げされることから、食材の安定的な確保や学校給食の質的低下が懸念されるところです。

つきましては、現在の給食の質を維持するため、本年 4 月から給食費の引上げをお願いすることになりました。

これらの事情をご推察いただきまして、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

給食費の改定額及び実施時期

	改 定 前	改 定 後	実 施 時 期
小 学 校	4, 0 0 0 円	4, 1 5 0 円	平成 26 年 4 月 1 日から
中 学 校	4, 4 0 0 円	4, 5 5 0 円	

お問合せ
生駒市教育委員会事務局
学校給食センター
電話 73-3141

生駒市立学校給食センター管理規則新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この規則は、生駒市立学校給食センター条例(昭和57年4月生駒市条例第6号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (給食実施回数) 第2条 生駒市立学校給食センターが行う給食は、年間を通じて<u>187日以上</u>を授業日の昼食時に実施するものとする。 (給食費の額) 第3条 給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 小学校児童及び職員 月額 <u>4,000円</u> (2) 中学校生徒及び職員 月額 <u>4,400円</u> (給食費の納入通知) 第4条 <u>給食費納入通知書は、毎月5日までに条例第4条に規定する学校長(以下「学校長」という。)に発行する。</u> (給食費の納入) 第5条 給食費は、学校長がこれを取りまとめ、<u>毎月指定した日の前条の納入通知書により、生駒市指定金融機関に納入しなければならない。</u> (基準額等) 第6条 <u>給食費の基準額は、第3条各号に定めるそれぞれの月額に11を乗じそれぞれ187で除して得た額とする。</u> <u>2 給食費の基準日数は、187日で除して得た日数とする。</u> (給食費の日割計算等) 第7条 給食費は、次の各号のいずれかに該当する場合については、日割で算定することができる。	(趣旨) 第1条 この規則は、生駒市立学校給食センター条例(昭和57年4月生駒市条例第6号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (給食実施回数) 第2条 生駒市立学校給食センターが行う給食は、年間を通じて<u>187回を基準として、授業日の昼食時に実施するものとする。</u> (給食費の額) 第3条 給食費の額は、次のとおりとする。 (1) 小学校児童及び職員 月額 <u>4,150円</u> (2) 中学校生徒及び職員 月額 <u>4,550円</u> <u>2 前項の給食費の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額を含むものとする。</u> (給食費請求明細書) 第4条 <u>所長は、給食費請求明細書を毎月5日までに条例第4条に規定する学校の長(以下「学校長」という。)に発行する。</u> (給食費の納入) 第5条 給食費は、学校長がこれを取りまとめ、<u>前条の給食費請求明細書に基づき、毎月指定した日までに生駒市指定金融機関に納入しなければならない。</u> (基準額等) 第6条 <u>給食1食当たりの基準額(以下「基準額」という。)は、第3条第1項各号に定めるそれぞれの月額に11を乗じて得た額を187で除して得た額(1円未満の端数は、切り捨てる。)とする。</u> <u>2 給食費の月額の基準となる回数は、17回とする。</u> (給食費の日割計算等) 第7条 給食費は、次の各号のいずれかに該当する場合については、日割で算定することができる。

(1) 病気等による欠食の場合

その月の欠食回数が6回を超えるときは、その者の給食費の基準額に欠食回数を乗じて得た額を給食費の月額から減じた額とする。ただし、減ずる額が給食費の月額を超えるときは、0とする。

(2) 転出及び死亡の場合

給食費の基準額にその者が転出又は死亡の日までに受けた給食回数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給食費の月額を超えるときは、給食費の月額とする。

(3) 転入の場合

給食費の基準額にその者が転入の月以後に受けた給食回数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給食費の月額を超えるときは、給食費の月額とする。

(4) その他教育長が必要と認める場合

(給食費の返戻)

第8条 日割計算等による給食費の返戻が生じたときには、学校長は、計算書にその理由を付し、所長に通知するものとする。

(1) 病気等による欠食の場合

その月の欠食回数が連続して6回を超えるときは、基準額にその者の欠食回数を乗じて得た額を給食費の月額から減じた額とする。ただし、その欠食回数が17回以上となるときは、0とする。

(2) 転出又は死亡の場合

基準額にその者が転出又は死亡の日までに受けた給食回数を乗じて得た額とする。ただし、その給食回数が17回以上となるときは、給食費の月額とする。

(3) 転入の場合

基準額にその者が転入の日以後に受けた給食回数を乗じて得た額とする。ただし、その給食回数が17回以上となるときは、給食費の月額とする。

(4) その他教育長が必要と認める場合

(給食費の返戻)

第8条 日割計算等による給食費の返戻が生じたときには、学校長は、計算書にその理由を付し、所長に通知するものとする。